

令和3年10月21日

お客さま各位

かながわ信用金庫

「未利用口座管理手数料」新設に伴う規定の制改定について

いつもかながわ信用金庫をご利用いただきありがとうございます。

当金庫では、別途ご案内しております「未利用口座管理手数料」の新設に伴い、下記のとおり規定を制改定いたします。

記

1. 「未利用口座管理手数料規定」の新規制定

今回の手数料についてご説明するものです。詳しい内容は、下記をご覧ください。

制定日：令和3年12月1日（水）

未利用口座管理手数料規定

第1条（本規程の適用）

この規定は令和3年12月1日以降に開設された、普通預金口座（総合口座を含みます。）および貯蓄預金口座に適用されます。

第2条（未利用口座の範囲）

- 最後の預入れ、または払戻し（当該口座の利息の元本組入れ、および本手数料の引落しを除く）から2年以上、一度も取引がない普通預金口座および貯蓄預金口座を未利用口座として取扱います。
- 前項の口座のうち、通帳等の盗難、紛失等により利用が停止されている口座も未利用口座として取扱います。

第3条（未利用口座管理手数料）

- 預金者の口座が未利用となった場合、お届けの氏名、住所に宛て、通知を発信します（第4項各号に定める場合を除きます。）。なお、この通知が延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。
- 前項の通知を発信してから、引続きお取引がなかった場合、当金庫所定の方法により未利用口座管理手数料をご負担いただきます。なお預金者の口座が引続き未利用口座である場合、翌年以降も同様の方法により所定の未利用口座管理手数料をご負担頂きます。
- 前項の未利用口座管理手数料は、通帳、払戻請求書の提出なしに、該当の未利用口座より引落すものとします。
- 第2項にかかわらず次の場合は、未利用口座管理手数料はかからないものとします。
 - 未利用口座の残高が1万円以上である場合
 - 未利用口座の取引店と同一取引店で、定期預金、定期積金、財形預金、投資信託、国債、生命保険等の取引がある場合

③未利用口座の取引店と同一取引店で、融資取引がある場合

④その他当金庫が定める所定の場合

(5) 未利用口座管理手数料の引落しは、「普通預金／普通預金(無利息型)／貯蓄預金
／納税準備預金共通規定」第4条第2項および第5条第5項の預金口座の利用には含まれないものと
します。

第4条 (口座の確約)

(1) 未利用口座の残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合等、未利用口座管理手数料の引落
しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、通知すること
なく解約するものとします。この場合、預金者は、未利用口座の口座残高を超える支払義務は負わな
いものとします。

(2) 解約後の口座の再利用はできません。

第5条 (未利用口座管理手数料の返却等)

引落とし済の未利用口座管理手数料については、返却いたしません。

第6条 (規定の変更)

この規定の各条項は、お客さまに通知することなく、記載の内容を店頭表示その他相当の方法で公表
することにより任意に変更できるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととしま
す。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金
庫は責任を負いません。

2. 「普通預金規定、普通預金規定(無利息型)、貯蓄預金規定」の一部改定

「未利用口座管理手数料」は、普通預金と貯蓄預金の口座からのみご負担いただくことから、下記内
容を追加しました。改定後の規定は、[こちら](#)をご覧くださいようお願い申し上げます。

改定日：令和3年12月1日(水)

(未利用口座管理手数料)

当金庫所定の条件により未利用口座となった預金口座について、別途定める「未利用口座管理手数料
規定」が適用されるものとします。

3. その他

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以 上